

# 老人保健施設みしま野苑一穂 (介護予防) 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

## 1. 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

・事業所名	老人保健施設みしま野苑一穂
・所在地	富山県射水市三ヶ508
・電話番号	0766-55-5005
・FAX番号	0766-55-3721
・サービスの種類	訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)
・管理者名	遠山 一喜
・介護保険指定番号	1651980003
・サービスを提供する地域	射水市内

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)目的と運営方針

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の事業は、要介護状態(要支援状態)等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法 その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図るため、各機関との密接な連携をはかり、利用者一人一人にあった、きめ細かいサービスを提供していきます。

### (3) 職員体制と営業時間

職員体制 理学・作業療法士 2名以上(うち勤続3年を超える者1名以上)

営業時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

\*ただし、土・日、祝日、12月31日～1月3日を除く

## 2. サービス内容

訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)の立案

医師の診察に基づき、利用者の希望、病状、心身の状況、生活環境をふまえてサービスの目標や目標達成のための具体的サービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を、居宅サービス計画にそって作成します。

作成に当たっては、その内容を利用者・家族に説明し、利用者の同意を得た上で、計画書を利用者に交付します。

<具体的なサービス内容>

- |               |            |
|---------------|------------|
| ・病状・体調の観察     | ・自主訓練の指導   |
| ・体のこわばり・痛みの改善 | ・福祉用具の紹介   |
| ・日常生活動作訓練     | ・住宅改修の相談   |
| ・体力・筋力をつける訓練  | ・介護方法の指導など |

### 3. 利用料その他

1： 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供した場合の利用料は（別紙のとおり）は、厚生大臣が定める基準によるものとし、算定の基準等は次のとおりとします。

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、指示を行う医師の診療の日（介護老人保健施設の医師においては、入所者の退所時あるいはその直近に行った診察の日）から3月以内に行われた場合に算定します。
- (2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、利用者またはその家族等利用者の看護等に当たる者に対して20分以上指導を行った場合に算定します。
- (3) リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境等を踏まえ、多職種協働による訪問リハビリテーション計画の作成、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた当該計画の見直し等といったサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に算定します。

2： 治療上必要な場合で、介護保険の対象とならないものについては、その都度利用者または家族に説明をして同意を得たものに限り徴収します。

3： 利用者の希望によって上記2の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けます。

#### 4： 料金のお支払い方法

毎月12日までに、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いの際に、領収証を発行します。

お支払いの方法は現金、指定口座への振込み、口座振替でおねがいします。

利用契約時にお選びください。

### 4. 緊急時の連絡先

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

### 5. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した時は、速やかに関係市町村・利用者の家

族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

## 6. 苦情処理の体制

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を常設しております。苦情処理の体制及び概要については別紙「利用者（家族）からの苦情処理の概要」に基づき対応することとしております。

苦情を受け付けた場合には、苦情処理表に記録し当該苦情の内容等の事実確認を行うとともに、その対応を検討し苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。

## 利用者（家族）からの苦情処理の概要

当施設のサービス内容に対し、ご意見や苦情がありましたら



- 当施設には、ご意見や苦情申し出の常設窓口として支援相談員がおりますので、ご自由にお申し出ください。

＜常設窓口＞

支援相談員 野澤 寛  
(電話 0766-55-5005)



- お寄せいただいたご意見・苦情等は、施設長へ報告のうえ施設の「苦情処理委員会」等で、改善策について検討し、その結果をお申し出いただいた利用者の方へお伝えいたします。



直接、各市町村・保険者などに申し出ることもできます。

外部苦情申立機関 (連絡先電話番号)	射水市 福祉保健部 介護保険課	0766-51-6627
	富山市 福祉保健部 介護保険課	076-443-2041
	高岡市 福祉保健部 高齢介護課	0766-20-1372
	富山県国民健康保険団体連合会 情報・介護保険課 苦情相談窓口	076-431-9833
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

当施設を利用され、ご意見・ご要望・苦情等がございましたら  
つぎの担当支援相談員へお申し出ください。

＜担当者＞ 支援相談員 野澤 寛

施設長